

○厚生労働省告示第四百十五号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十二日

厚生労働大臣 細川 律夫

別表第1の1中(179)を(180)とし、(32)から(178)までを(33)から(179)までとし、(31)の次に次のように加える。

(32) エポキシ樹脂（エポキシ樹脂）